

[改正後全文]

厚生労働省発子0329第1号  
平成30年3月29日  
第一次改正 厚生労働省発子0520第1号  
令和元年5月20日  
第二次改正 厚生労働省発子1223第10号  
令和2年12月23日

都道府県知事  
指定都市市長 殿  
各 中核市市長  
公募団体

厚生労働事務次官  
(公印省略)

子ども・子育て支援推進調査研究事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成27年6月25日雇児発0625第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱」に基づき設置する子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会による審査等を受け採択された、都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)(以下「都道府県等」という。)並びに社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人(以下「社会福祉法人等」という。)が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
子ども・子育て支援推進調査研究事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費〔諸謝金〕、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(注) 「3 対象経費」欄の〔 〕内は、社会福祉法人等における対象経費名である。

(注) 基準額は、原則1事業あたり1,500万円以内とし、金額については別途通知する。

(交付額の下限)

- 5 4に定める算定方法により算定された交付額が50万円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(補助金の概算払)

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県等が行う場合

ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、

器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

## (2) 社会福祉法人等が行う場合

ア (1)に掲げる条件(ケを除く。)を適用する。ただし、オの規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

## (申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、様式2による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

## (変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、様式5により、それぞれ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

## (交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

## (実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(7の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式3による事業実績報告書に关系書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

## (補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、8、9及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

様式 1

子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金調書

【地方公共団体名： 】

(元号) 年度 厚生労働省所管 (単位：円)

国			地方公共団体								備考		
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入				歳出						
			科目	予算現額	収済額	収入額	科目	予算現額	うち国補助金相当額	支済額		うち国補助金相当額	

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。  
 なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分について禁止し又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。  
 なお、歳出にあつては、前記 1、国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記載する場合において、これに対応する経費が目の内訳にかかるときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事  
市 町 村 長  
一部事務組合の管理者  
広 域 連 合 の 長  
民 間 事 業 者 等 の 長

(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の交付申請について

標記について、下記により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金申請額 金 円

2 添付書類

(1) 国庫補助金所要額調書 (様式 2-1)

(2) 事業実施計画書 (様式 2-2)

(3) 所要額内訳書 (様式 2-3)

(4) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本

(注) 予算 (見込) 書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること

ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等

イ 役員名簿

ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録、  
正味財産増減計算書)、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書

(6) その他 (事業内容について参考となる資料)

## 国庫補助金所要額調書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

種目	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	備考
	A	B	C	D	E	F	G	H	
子ども・子育て 支援推進調 査研究事業									

(注1) E欄には、厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

(注3) G欄には、F欄の額を記入すること。



## 事業実施計画書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

### 事業の内容

①事業名	
②国庫補助所要額 <small>(様式 2 - 1 の H 欄の額)</small>	千円
③事業実施予定期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 ま で
④事業の具体的 計画内容	
⑤事業の効果及び 活用方法	

(注)

- 1 ①は、具体的な事業名を記載すること。
- 2 ④は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。  
当該欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- 3 ⑤は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

## 所要額内訳書 ①

調査研究課題番号	地方公共団体名又は法人名

## 1 対象経費支出予定額の内訳

経費区分	支出予定額
報酬	円
賃金	円
報償費[諸謝金]	円
旅費	円
消耗品費	円
燃料費	円
食糧費[会議費]	円
印刷製本費	円
光熱水費	円
役務費[雑役務費、通信運搬費]	円
委託料	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
合計	円

## 2 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算根拠
寄付金	円	
その他	円	
合計	円	

(注)

- 1 補助金対象経費のみ記入すること。
- 2 寄付金については、用途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。

所要額内訳書 ②

調査研究課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 報 償 費 旅 費 消 耗 品 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・		(単価、人数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合 計	円		

(注) 「経費区分」欄には、交付要綱の4の表の第3欄に定められた対象経費により記入すること。

様式 3

番  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事  
市 町 村 長  
一部事務組合の管理者  
広 域 連 合 の 長  
民 間 事 業 者 等 の 長

(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日<発番>で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

添付書類

- (1) 国庫補助金精算書 (様式 3-1)
- (2) 事業実施報告書 (様式 3-2)
- (3) 実支出額内訳書 (様式 3-3)
- (4) 事業概略書 (様式 3-4)
- (5) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本

(注)決算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

### 国庫補助金精算書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

種目	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 実支出額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G	国庫補助金 交付決定額 H	国庫補助金 受入済額 I	差引 超過交付額 (返還額) (I-G) J	備考
子ども・子育て支援推進 調査研究事業											

(注1) E欄には、厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

事業実施報告書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

①事業名	
②国庫補助精算額 (様式 3 - 1 の G 欄の額)	千円
③事業実施期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 ま で
④事業の具体的 実施内容	
⑤事業の効果	

(注)

- ④は、実施した事業の事業項目・客体・事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
- ⑤は、実施した事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。
- 調査事業に関する事業については、別添「調査事業報告書」を添付すること。

別添（様式3－2関係）

### 調査事業報告書

調査事業名		
調査対象	調査対象地区	
	調査対象者等	
	悉皆・抽出の別	
	調査方法	
	調査客体数	
調査内容		(主要調査事項及び内容)
調査時期		
調査結果の主要集計項目		
調査結果の活用法		
その他参考事項		
事業の具体的実施内容		

### 実支出額内訳書 ①

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

#### 1 対象経費実支出額の内訳

経費区分	実支出額
報酬	円
賃金	円
報償費[諸謝金]	円
旅費	円
消耗品費	円
燃料費	円
食糧費[会議費]	円
印刷製本費	円
光熱水費	円
役務費[雑役務費、通信運搬費]	円
委託料	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
合計	円

#### 2 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入額等	積算根拠
寄付金	円	
その他	円	
合計	円	

(注)

- 1 補助金対象経費のみ記入すること。
- 2 寄付金については、用途を本事業に限って受けている場合にのみ記入すること。



実支出額内訳書 ②

調査研究課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

経費区分	対象経費 実支出額	積算内訳	備考
(例) 報 償 費 旅 費 消 耗 品 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・		(単価、人数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合 計	円		

(注) 「経費区分」欄には、交付要綱の4の表の第3欄に定められた対象経費により記入すること。

## 事業概略書

事業名	
事業目的	
事業概要	
事業実施結果及び効果	
事業主体	郵便番号： 所在地： 法人名： 電話番号/E-MAIL： /

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するなど、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。

様式 4

番  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事  
市 町 村 長  
一部事務組合の管理者  
広域連合の長  
民間事業者等の長

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日<発番>により交付決定があった(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金について、子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱7の(1)クの規定に基づき下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入割合を確認できる資料)を添付する。

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事  
市 町 村 長  
一部事務組合の管理者  
広域連合の長  
民間事業者等の長

(元号) 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の変更交付申請について

(元号) 年 月 日<発番>をもって交付決定を受けた標記補助金について、  
下記のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

記

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
〔	内訳 国庫補助金既交付決定額	金	円
	変更後国庫補助金所要額	金	円
〕			

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

(1) 国庫補助金所要額調書（様式 5 - 1）

(2) 事業実施計画書 ※様式 2 - 2 に準じ作成すること

(3) 所要額内訳書 ※様式 2 - 3 に準じ作成すること

(4) 歳入歳出予算（見込）書抄本

(注) 予算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること

ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等

イ 役員名簿

ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、  
正味財産増減計算書）、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書

(6) その他（事業内容について参考となる資料）

## 国庫補助金所要額調書

調査研究 課題番号	地方公共団体名又は法人名

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H-I) J	備考
子ども・子育て 支援推進調査 研究事業									—	—	変更前
											変更後

(注1) E欄には、厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄の額を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

(注3) G欄には、F欄の額を記入すること。

(注4) 変更前の金額を上段に、変更後の金額を下段に記入すること。